

# 裁 決 書

審査請求人

住 所

氏 名

処 分 庁

福祉事務所長

上記審査請求人から平成23年10月29日付けで提起のあった生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第5項で準用する同条第1項の規定に基づく生活保護変更申請却下処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

## 主 文

処分庁が請求人に対し、平成23年9月8日付けでした生活保護変更申請却下処分は、これを取り消す。

## 理 由

### 第1 審査請求の趣旨及び審査請求人の主張

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求人（以下「請求人」という。）は、処分庁が平成23年9月8日付けで請求人に対して行った生活保護変更申請却下決定（以下「本件処分」という。）について不服があるとし、その取消しを求めて本件審査請求を提起したものである。

## 2 請求人の主張

審査請求書によると、請求人は、概ね次の理由から本件処分は不当であると主張する。

請求人が居住するアパートの窓ガラスが破損したため行った住宅補修の申請に対し、処分庁が、「自己破損だから」という理由で却下したことは不当である。

## 第2 処分庁の弁明の趣旨及び主張

### 1 処分庁の弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

### 2 処分庁の主張

ガラス破損は自己破損であると判断して一時扶助申請を却下した。

## 第3 審査庁の認定事実及び判断

### 1 認定事実

- (1) 請求人は、平成21年1月29日から、[REDACTED]に居住している。
- (2) 請求人は、平成23年6月21日に処分庁に、「先日、自宅の窓ガラスが割られたので修理費用を出してもらえないか」という相談をした。
- (3) この相談に対し処分庁は、不可抗力により破損したものであれば費用を出せるかもしれないが、その証明がなされないのであれば認められないと回答した。
- (4) 請求人は、平成23年7月1日に生活保護変更申請書（住宅補修）を処分庁に提出した。
- (5) 処分庁は、住宅補修の申請について却下することを決定し、平成23年9月8日付けで請求人に「一時扶助申請却下通知書」を交付した。却下の理由は、「自己による破損のため」であった。

### 2 判断

本件においては、請求人の主張を①「自己による破損のため」という却下理由が法に照らして適切であるか（実質的審査）、②「自己による破損のため」という却下理由が処分の理由附記として適切であるか（形式的審査）の二つに分けて判断することとする。

#### ①について

法第2条は、「すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる。」と規定し、生活に困窮する日本国民で法第4条第1項等の要件を満たしている者は、保

護を要する状態に立ち至った原因の如何等にかかわらず保護を受けることが出来ると解される。(無差別平等の原理)

この原理は、生活保護を申請する者はもとより、生活保護を受給中の者にも当然適用されるものである。

以上を本件について見ると、処分庁は、窓ガラスの破損を請求人自身によるものと認定し、「自己による破損のため」という理由で本件処分を決定している。

しかしながら、上記無差別平等の原理により、保護は「保護を要する状態に立ち至った原因の如何等にかかわらず」行われるべきであり、保護変更申請の原因である窓ガラスの破損が、「自己による」か「他者による」かだけでは処分の根拠として不適切である。

## ②について

法第24条第5項で準用する同条第2項は、「前項の書面には、決定の理由を附さなければならない。」とし、保護の変更申請に対する決定通知への理由附記を求めている。この決定の理由の附記については、単に根拠規定を示すだけでは不十分であり、どのような事実に基づいて、どのような法的理由(処分の要件)により当該処分が行われたのか相手方において十分認識し得る程度に示すことが必要と解される。

本件における処分庁の却下理由は、上記、理由附記の必要要件を満たしておらず、不適切と判断せざるを得ない。

## 3 結論

以上のとおり、請求人の主張には理由がある。よって、行政不服審査法第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

003261

教 示

この裁決に不服がある場合には、この裁決書が到着した日の翌日から起算して30日以内に厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした[ ]を被告として（訴訟において[ ]を代表する者は[ ]長となります。）決定の取消しの訴えを、あるいは大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えをすることができなくなります。）。

平成24年1月6日

審査庁

大分県知事

広瀬 勝 貞

